



# “あの手この手”の消費者被害

～あなたの“知る”が身近な人も守ります～



消費者庁イラスト集より

以前からある悪質商法は、手を替え、品を替え、今も増え続けています。最近では高齢者だけでなく、SNSを介した若者の被害も増えています。

最近のトラブル事例や解決方法などから、被害に遭わないために必要な知識を学び、自分だけでなく、子どもや孫を被害から守ることにつなげましょう！

成人式の着物、2年も前に契約を急がされ、しかも料金前払いしたけど、不安…

「格安」や「キャンペーン」、「儲かる！」ってよく見るけど、飛びついても大丈夫？

2018年 3月1日 (木)

10:00~12:00

講師：貞松 宏輔氏 (弁護士)



## 浦和コミュニティセンター第13集会室

JR 浦和駅 東口徒歩1分 (浦和パルコ上 コムナーレ 10階)

駐車場 あり (有料)

定員 80名 (要申込み)

主催 適格消費者団体 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

参加費無料



《お申込み・お問い合わせ

適格消費者団体 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

TEL048(844)8972

FAX048(844)8973

# なくす会に情報をおよせください！

身の回りの被害、例えば・・・

- 広告の内容と明らかに違う！
- キャンセル料がとて高額だった！
- アパート退去時の費用負担が納得できない！

などの情報をお寄せ下さい！

疑問に感じる契約内容や約款、広告のコピー等をお送りください。



★★★情報提供は下記へお問合せください★★★

電話 048-844-8972 (平日午前10時～午後4時まで)

Fax 048-844-8973

E-Mail: nakusukai.01@saitama-k.com

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5



## 適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会について

内閣総理大臣から「適格消費者団体」の認定を受けた特定非営利活動法人です

### 『適格消費者団体』とは？

消費者に変わって、「不当な契約」・「不当な勧誘」などを行なう事業者に対し、  
不当行為の改善申入れや、訴訟を起こすことができる資格を持った団体です。

事業者が不当な行為を続けることを阻止し、消費者被害が広がらないように活動しています

### なくす会での訴訟提起事例

- 2010年5月に着物レンタル業者の不当なキャンセル条項の使用差止請求をし、和解が成立しました。
- 2012年4月に不動産賃貸業契約期間2年未満の短期解約について定めた条項等の使用差止請求をし、和解が成立しました。
- 2012年10月に企業信用調査、個人信用調査を目的とする事業者の調査委任契約後の解約手数料にする条項の使用差止請求をし、和解が成立しました。

→ 2017年1月、(株)NTTドコモに対し訴訟を

東京地裁に提起。次回期日は2月15日です(傍場合は上記事務局まで連絡をお願いします)

### 会員になって活動を支えてください

なくす会の運営費は会費と寄附で  
成り立っています

消費者被害の拡大を防ぐ活動を支  
えるのはみなさんの力です！

個人正会員：3000円/年

個人賛助会員：1000円/年

※ 寄付も随時、受け付けています

適格消費者団体は、個別の救済はできません。

お住まいの市町村の相談窓口や、消費生活支援センターに迷わず相談を！

全国共通 消費者ホットライン TEL 188 (いやや) (0570-064-370)